

内閣府

○ 令第 号

経済産業省

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十九号）及び特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の規定に基づき、特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

経済産業大臣 茂木 敏充

特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令

特定商取引に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 雑則（第四十七条）」を
「第五章 訪問購入（第四十七条―第五十六条）」
に改める。

第六章 雑則（第五十七条）」

本則中「経済産業省令」を「主務省令」に改める。

第一条中「次の各号」を「第一号から第四号まで及び第六号に掲げるものとし、法第五十八条の四において定める場所は第一号から第三号まで、第五号及び第六号」に改め、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第一号から第三号までに掲げるもののほか、一定の期間にわたり、購入する物品の種類を掲示し、当該種類の物品を購入する場所であつて、店舗に類するもの

第十条第二項中「法第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合にあつては申込みの撤回等の可否、申込みの撤回等が可能である場合にあつては申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能となる条件及び商品又は指定権利の引取り若しくは返還に要する費用の負担に係る事項及び」を削る。

第十一条第一号中「、効果」を「、内容若しくは効果」に改める。

第十五条中「第七条第一項」を「第四条第一項」に改める。

第二十七条第一号中「、効果」を「、内容若しくは効果」に改める。

第二十八条第一項第九号及び第二十九条第七号中「同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。

」の下に「若しくは同法第三十五条の三の十九」を加える。

第三十二条第一項第一号リ、同項第二号リ、第三十三条第二項第五号及び第三十五条第二項第五号中「又は同条第四項」を「若しくは同条第四項」に改め、「同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む」

」の下に「若しくは同法第三十五条の三の十九」を加える。

第四十一条第一項及び第二項中「同項」を「同条」に改める。

第四十二条第三号中「、効果」を「、内容若しくは効果」に改める。

第四十三条第一項第七号及び第四十四条第六号中「又は同条第四項」を「若しくは同条第四項」に改め、

「同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。」の下に「若しくは同法第三十五条の三の十九」を加える。

第五章を第六章とし、第四十七条を第五十七条とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 訪問購入

(訪問購入における書面の交付等)

第四十七条 法第五十八条の七第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
 - 二 売買契約の申込み又は締結を担当した者の氏名
 - 三 売買契約の申込み又は締結の年月日
 - 四 物品名
 - 五 物品の特徴
 - 六 物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式
 - 七 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容
 - 八 前号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容
- 第四十八条 法第五十八条の八第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
 - 二 売買契約の締結を担当した者の氏名
 - 三 売買契約の締結の年月日

四 物品名

五 物品の特徴

六 物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式

七 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

八 前号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

九 売買契約を締結した際に、代金の全部を支払い、かつ、全ての物品の引渡しを受けたとき以外のは、法第五十八条の七第三号及び同条第四号の事項

第四十九条 法第五十八条の七又は法第五十八条の八の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならぬ。

事 項	基 準
一 法第五十八条の十五	訪問購入に係る物品の購入価格に関し、法第五十八条の十五の規定による物

<p>の規定による物品の引渡しの拒絶に関する事項</p>	<p>品の引渡しの拒絶をする者に不利な内容が定められていないこと。</p>
<p>二 契約の解除に関する事項</p>	<p>イ 売買契約の相手方からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。</p> <p>ロ 購入業者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合における購入業者の義務に関し、民法に規定するものより売買契約の相手方に不利な内容が定められていないこと。</p>
<p>三 その他の特約に関する事項</p>	<p>法令に違反する特約が定められていないこと。</p>

2 書面には書面の内容を十分に読むべき旨を赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

3 書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

第五十条 法第五十八条の七又は法第五十八条の八の規定により交付する書面に記載する法第五十八条の七第五号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一 物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ 法第五十八条の八の書面を受領した日（その日前に法第五十八条の七の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第五十八条の十四第一項の申込者等という。以下この条及び第五十五条において同じ。）は、書面により物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。 ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、購入業者が法第五十八条の十第一項の規定に違反して物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は購入業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことによ
-----------------------------------	--

り困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該購入業者が交付した法第五十八条の十四第一項ただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。

ハ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生ずること。

ニ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合においては、購入業者は、申込者等に対し、その契約の申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。

ホ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、その売買契約に係る代金の支払が既にされているときは、その代金の返還

に要する費用及びその利息は購入業者の負担とすること。
へ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、
物品の引渡しが既にされているときは、購入業者は、申込者等に対し、速
やかに当該物品を返還すること。

2 前項及び法第五十八条の七第六号に掲げる事項は赤字で記載しなければならない。

(訪問購入における重要事項)

第五十一条 法第五十八条の十第一項第一号の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 物品の効能
- 二 物品の商標、製造者名及び販売者名
- 三 物品の購入数量

(第三者への物品の引渡しについての相手方に対する通知事項)

第五十二条 法第五十八条の十一の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第三者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

二 物品を第三者に引き渡した年月日

三 物品の種類

四 物品名

五 物品の特徴

六 物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式

七 その他売買契約の相手方が第三者への物品の引渡しのため参考となるべき事項

(第三者への物品の引渡しについての通知方法)

第五十三条 法第五十八条の十一の二の規定による通知は、書面により行わなければならない。

2 前項の書面には、次項に規定する場合を除き、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第三者に引き渡した物品は、法第五十八条の八第一項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方から引渡しを受けた物品であること。

二 第四号の年月日から起算して八日を経過するまでは、当該契約の相手方は当該売買契約の解除を行う

ことができること。

三 当該契約の相手方が、次号の年月日に法第五十八条の七又は法第五十八条の八の書面を受領していなかった場合及び購入業者が法第五十八条の十第一項の規定に違反して当該契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は購入業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて前号の期間を経過するまでに当該契約の解除を行わなかった場合には、当該期間を経過した後も、当該契約の相手方は当該契約の解除を行うことができること。

四 購入業者が当該物品の売買契約の相手方に対し、当該契約に係る法第五十八条の八の書面を交付した年月日（その年月日前に法第五十八条の七の書面を交付した場合にあつては、その書面を交付した年月日）

五 購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

六 物品を第三者に引き渡す年月日

七 物品の種類

八 物品名

九 物品の特徴

十 物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式

3 法第五十八条の八第一項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方が法第五十八条の十四第一項の規定により当該契約を既に解除している場合、第一項の書面には、当該解除の事実並びに前項第一号及び第五号から第十号までに掲げる事項を記載しなければならない。

4 書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

5 書面に記載するに際し、第二項第一号から第四号（第三項に規定する場合は、当該解除の事実及び第二項第一号）までに掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

6 第二項、第四項及び第五項の規定により交付する書面は、様式第五によること。ただし、前三項の規定により交付する書面は、様式第五の二によること。

(訪問購入における禁止行為)

第五十四条 法第五十八条の十二第三号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 訪問購入に係る売買契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をし、迷惑を覚えさせるような仕方で訪問購入に係る物品の引渡しを受け、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回、解除若しくは法第五十八条の十五の規定による物品の引渡しの拒絶について迷惑を覚えさせるような仕方でこれを妨げること。

二 老人その他の者の判断力の不足に乘じ、訪問購入に係る売買契約を締結させ、又は訪問購入に係る物品の引渡しをさせること。

三 顧客の知識及び経験に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。

四 訪問購入に係る売買契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること。

五 訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするため、道路その他の公共の場所において、顧客の進路に立ちふさがり、又は顧客につきまとうこと。

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第五十五条 法第五十八条の十四第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 物品の購入価格

二 法第五十八条の十四第一項ただし書の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面により売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除を行うことができること。

三 法第五十八条の十四第二項から第五項までの規定に関する事項

四 購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

五 売買契約の申込み又は締結を担当した者の氏名

六 売買契約の申込み又は締結の年月日

七 物品名

八 物品の特徴

九 物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式

2 書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

3 書面に記載するに際し、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4 前三項の規定により交付する書面は、様式第六によること。

5 購入業者は、法第五十八条の十四第一項ただし書の書面を申込者等に交付した際には、直ちに申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容について申込者等に告げなければならない。

(通常売買契約の相手方が物品を処分する意思を有すると認められる場合)

第五十六条 令第十六条の三第四号の主務省令で定める場合は、売買契約の相手方がその住居から退去することとしている場合とする。

様式第五を様式第七とし、様式第四の次に次の三様式を加える。

様式第五（第五十三条関係）

特定商取引に関する法律第五十八条の十一の二に基づく
第三者への物品の引渡しについての通知のための書面

この書面は、当該書面を交付する事業者（以下「事業者」という。）が当該書面の交付に際して引き渡す物品が、事業者と訪問購入に係る売買契約を過去に締結した相手方からクーリング・オフされることがあることをお知らせするものです。

- (1)引き渡す物品は、特定商取引に関する法律（以下「法」という。）の対象となる訪問購入に係る売買契約（以下「当該契約」という。）によって事業者が保有するに至ったものです。
- (2)当該売買契約の相手方は、(4)に示す年月日から8日を経過するまでは、当該契約をクーリング・オフできます。
- (3)また、事業者が法で定められた書面の交付を当該契約の相手方に行っていない場合及び当該契約につきクーリング・オフを妨げるために事業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、(2)の期間を経過するまでに当該契約の相手方がクーリング・オフできなかった場合は、(2)の期間を経過した後も当該契約はクーリング・オフされることがあります。
- (4)事業者が法で定められた書面を当該契約の相手方に交付した日：

なお、事業者から物品の引渡しを受けた第三者であるこの書面を交付された者の氏名又は名称、住所、電話番号及び今回の引渡しの状況を知るために参考となるべき事項は、法第五十八条の十一の規定に基づき、当該契約の相手方に対して通知されません。

物品を引き渡す日：

<クーリング・オフされることがある物品>

引き渡す物品の種類：

引き渡す物品名：

引き渡す物品の特徴等：

事業者の名称

印

住所

電話番号

様式第五の二（第五十三条関係）

特定商取引に関する法律第五十八条の十一の二に基づく
第三者への物品の引渡しについての通知のための書面

この書面は、当該書面を交付する事業者（以下「事業者」という。）が当該書面の交付に際して引き渡す物品が、事業者と訪問購入に係る売買契約を過去に締結した相手方から既にクーリング・オフされていることをお知らせするものです。

- (1)引き渡す物品は、特定商取引に関する法律（以下「法」という。）の対象となる訪問購入に係る売買契約（以下「当該契約」という。）によって事業者が保有するに至ったものです。
- (2)当該契約は既にクーリング・オフされています。当該契約の相手方からの求めに従い、引き渡す物品の返還に応じていただく必要があります。

なお、事業者から物品の引渡しを受けた第三者であるこの書面を交付された者の氏名又は名称、住所、電話番号及び今回の引渡しの状況を知るために参考となるべき事項は、法第五十八条の十一の規定に基づき、当該契約の相手方に対して通知されません。

物品を引き渡す日：

<既にクーリング・オフされた物品>

引き渡す物品の種類：

引き渡す物品名：

引き渡す物品の特徴等：

事業者の名称

印

住所

電話番号

様式第六（第五十五条関係）

特定商取引に関する法律第五十八条の十四第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために購入業者が不
実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来してい
ないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するま
では、書面によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
- (3) その際、クーリング・オフの効力を第三者に対抗することができます。ただ
し、第三者がクーリング・オフされた旨又はクーリング・オフされることがあ
る旨を知らず、かつ知らないことについて過失がないときは、この限りではあ
りません。
- (4) 購入業者はクーリング・オフに伴う損害賠償又は違約金の支払いを一切請求
することができません。
- (5) 物品の代金を既に受け取っているときは、その代金の返還に要する費用は購
入業者の負担になります。

<クーリング・オフの対象となる契約>

契約者名：

契約締結日：

契約内容：

契約金額：

購入業者の名称

印

住所

電話番号

担当者氏名

附 則

この命令は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年二月二十一日）から施行する。